

## プロポジション65申告の承認基準

**重要** – このガイドラインは、情報の提供を目的としたものであり、法的助言を構成するものではありません。このガイドは、プロポジション65（1986年の安全飲料水及び有害物質施行法）への準拠を実証するためのものです。下記の承認基準は、プロポジション65物質リストにある物質の存在を開示するためのものです。

- 1. 会社のレターヘッド：** 会社の代表者のロゴ、住所、および連絡先情報が含まれます。申告書が申告している従業員の正式な会社連絡であることを示す必要があります。
- 2. 適切な立法基準：** これは、サプライヤーが問い合わせを受けている立法についてある程度の認識を持っていることを示しています。
  - a. 実際の立法上の規制名：1986年安全飲料水および有害物質施行法
- 3. 独自の部品参照：** 申告の対象となっている部品または製品への独自の参照が含まれています。
  - a. 会社レベルの申告は、製品情報の記載は不要。
  - b. 製品レベルの申告は、申告対象の製品番号および製品名の記載要。
- 4. 指定日基準。** プロポジション65物質リストは頻繁に更新されるために、申告書は下記の場合を除き 1年以内に作成されたものでないといけません。
  - a. 貴社の申告にプロポジション65物質リストの化学物質が含まれない場合
  - b. 申告者の業界が、この申告の対象となる部品の製造において材料を変更することが多い場合は、材料の変更に応じて更新する必要があります。
- 5. コンプライアンスステータスを宣言：**
  - a. 製品が1986年安全飲料水および有害物質施行法に準拠している（化学物質が非含有である）と明記している
    - i. 注意：ほとんどの製品が少なくとも1つのプロポジション65の化学物質を含んでいるはずなので、これは信憑性に欠ける申告になります。
  - b. 製品が1986年安全飲料水および有害物質施行法に準拠していない（化学物質が含有されている）と明記している
    - i. 部品または製品ごとに含有される不適合な物質を特定する必要があります。

**6. 含有する物質を申告（該当する場合）**：部品に要申告の物質が含まれている場合、その申告には製品に含有される少なくとも1つの物質の名前と濃度を記入する必要があります。

- a. 注意：可能な場合は、どのコンポーネントおよび/または材料に科学物質が含有されるかの参照を記載してください（貴社の製品内のどこに物質が位置するかの簡単な説明）。

**7. 適切な権限のある代表者が署名しなければなりません。**

- a. 代表者の氏名、連絡先、および役職を記載する必要があります。
- b. 申告書を発行する会社の社員でなければなりません。
- c. 役職は、コンプライアンス状況を説明するのに十分な材料または製品に対する知識があること、および会社での年功序列を示す必要があります。
  - i. 例：エンジニアリング、品質、材料、コンプライアンスマネージャー